東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）
都市計画大崎駅東口第４東地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="5">大崎駅東口第４東地区第一種市街地再開発事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">施行区域面積</td><td colspan="5">約２．１ha</td></tr>
<tr><td rowspan="6">公共施設の配置及び規模</td><td rowspan="3">道　路</td><td>種　別</td><td>名　称</td><td colspan="2">規　模</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td>幹線街路</td><td>主要幹線街路第３１７号線</td><td colspan="2">別に都市計画に定めるとおり。</td><td>既設（再整備）</td></tr>
<tr><td>区画道路</td><td>区画道路１号</td><td colspan="2">幅員 ８～１２m〔８～１２m〕、
延長 約２５０m</td><td>新設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公　園</td><td>公園</td><td>公園１号</td><td colspan="2">面積 約４００㎡</td><td>新設</td></tr>
<tr><td>公園</td><td>公園２号</td><td colspan="2">面積 約３００㎡</td><td>新設</td></tr>
<tr><td>河　川</td><td>河川</td><td>都市計画河川第１３号目黒川</td><td colspan="2">面積 約１，４００㎡</td><td>既設（再整備）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の整備</td><td colspan="2">建築面積</td><td>延べ面積［容積対象面積］</td><td>主要用途</td><td>高さの制限</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td colspan="2">約７，９８０㎡</td><td>約１３３，０００㎡
［約９６，０００㎡］</td><td>事務所、住宅、
店舗、駐車場等</td><td>１４０m</td><td>高さの基準点は
T.P.+２．５mとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築敷地の整備</td><td colspan="2">建築敷地面積</td><td colspan="4">整　備　計　画</td></tr>
<tr><td colspan="2">約１３，７４０㎡</td><td colspan="4">・大崎駅から周辺地域への安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、デッキレベルから地上へ円滑につながる歩行者通路を整備する。
・目黒川沿いにみどり豊かな緑地広場及び歩行者空間を確保し、市街地環境の向上を図る。
・道路境界及び隣地境界より建物を後退させ、安全で快適な歩行者空間を確保する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅建設の目標</td><td colspan="2">戸数</td><td>面積</td><td colspan="3">備考</td></tr>
<tr><td colspan="2">約７３０戸</td><td>約７８，６００㎡</td><td colspan="3">共用部分（駐車場含む）を含む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">参　考</td><td colspan="5">地区計画区域内にあり。</td></tr>
</table>

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、高規格な業務・住宅・商業機能等の一体整備による複合機能集積地の形成、歩行者ネットワークの強化による回遊性向上及び広場等の整備によるにぎわい創出を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業
大崎駅東口第４東地区第一種市街地再開発事業　計画図１　施行区域図

〔品川区決定〕

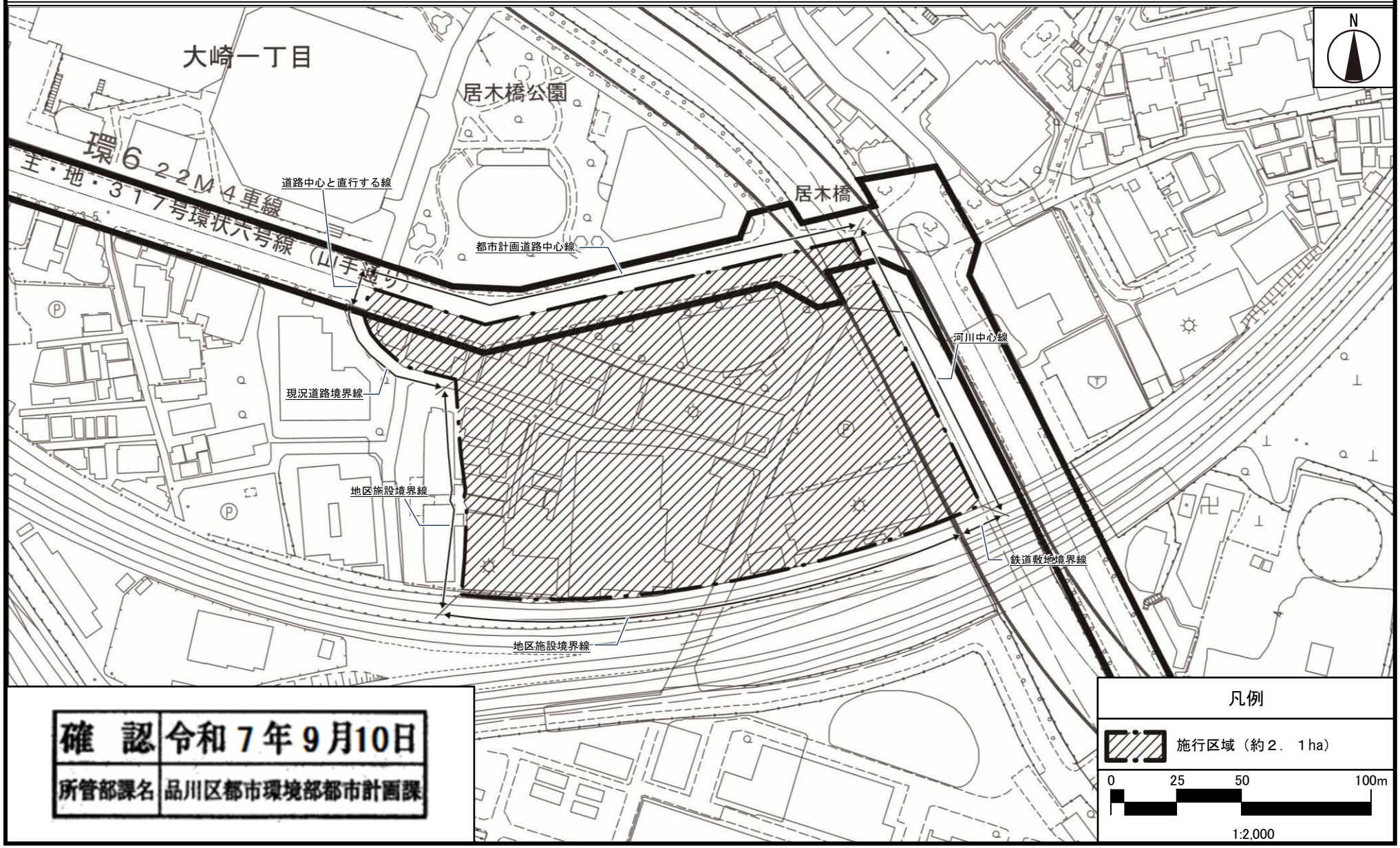

確　認	令和７年９月10日
所管部課名	品川区都市環境部都市計画課

この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：７都市基交測第 34 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）　MMT利許第07-109号　令和７年５月22日
（承認番号）７都市基交測第34号　令和７年５月20日
（承認番号）７都市基街都第53号　令和７年５月13日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
大崎駅東口第４東地区第一種市街地再開発事業　計画図２　公共施設の配置

〔品川区決定〕

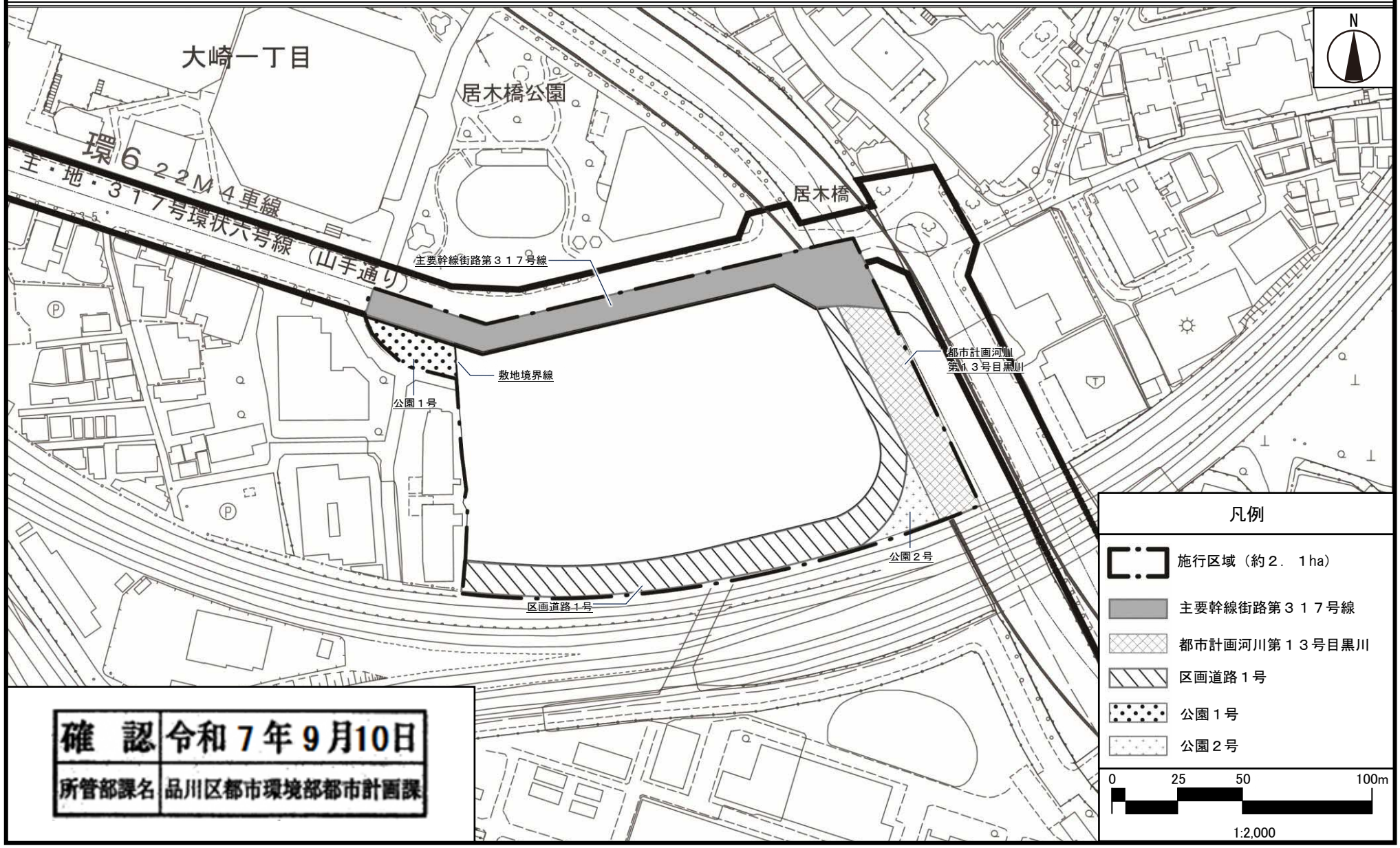

確　認	令和７年９月10日
所管部課名	品川区都市環境部都市計画課

この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：７都市基交測第 34 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号） MMT利許第07-109号　令和７年５月22日
（承認番号） ７都市基交測第34号　令和７年５月20日
（承認番号） ７都市基街都第53号　令和７年５月13日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
大崎駅東口第４東地区第一種市街地再開発事業　計画図３

建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限〔品川区決定〕

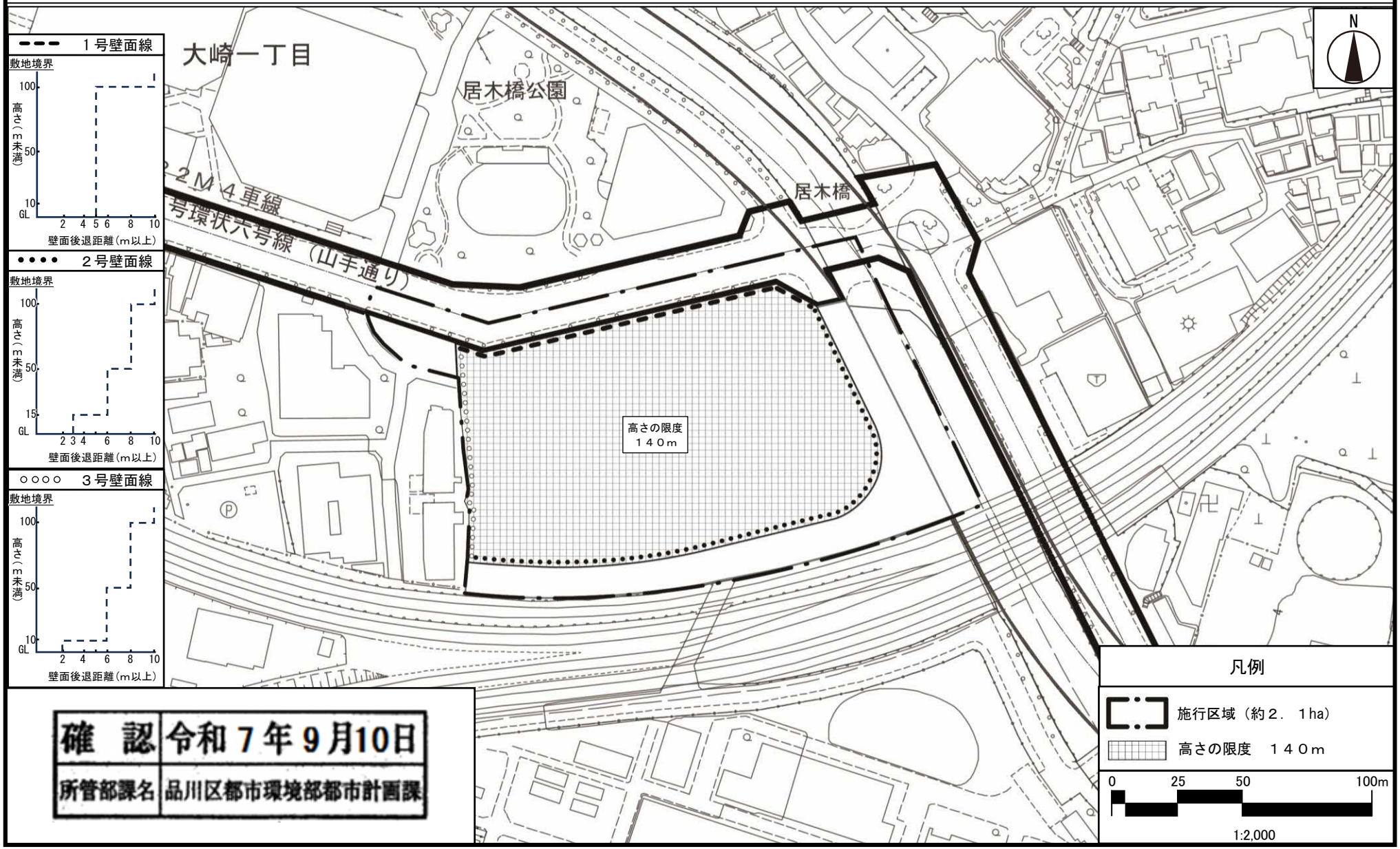

確　認	令和７年９月10日
所管部課名	品川区都市環境部都市計画課

この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：７都市基交測第 34 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）　MMT利許第07-109号　令和７年５月22日
（承認番号）７都市基交測第34号　令和７年５月20日
（承認番号）７都市基街都第53号　令和７年５月13日